

第 14 章 道路用昇降設備

- 1) エレベーター設備 -----247
- 2) エスカレーター設備 -----248

1) エレベーター設備

1. 適用範囲

この基準は、道路用昇降設備（エレベーター設備）の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

道路用昇降設備の区分及び構成は、表-14・1のとおりとする。

表-14・1 区分及び構成

区分	形式	構成
エレベーター	機械式	かご、巻上機、巻上機ベース・ビーム、かご用レール、おもり用レール、おもり、主策、中間ビーム、おもり用緩衝器、かご用緩衝器、安全装置、綱車、操作機器等、受電・制御盤等
	油圧式	かご、シリンダー、プランジャー、かご用ガイドレール、プランジャーガイド、中間ビーム、かご用緩衝器、主策、綱車、油圧パワーユニット、安全装置、操作機器等、受電・制御盤等

2. 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-14・1 に示す構成の内容のとおりとする。

3. 直接工事費

3-1 材料費

1) 据付材料費

据付けに必要な現地加工するステー材及びアンカー材、受電・制御盤以降の電気配線・配管材、油脂類（作動油、潤滑油を含む）とする。

2) 据付補助材料費

機器単体品等を据付ける過程で消費される溶接材、酸素、アセチレンガス等とする。

3-2 据付工数

標準据付工数の範囲は、機器単体品の据付け、準備、試運転調整、後片付けに要する据付工数を積上げるものとする。

3-3 機械経費

据付にかかる機械経費は表-14・2を標準として別途積上げするものとする。

なお、機種選定、所要数量、運転日数等については、据付条件並びに関連工事などを勘案のうえ決定するものとする。

表-14・2 標準機械器具

機械器具名	標準規格	摘要
電気溶接機	交流 200～500A	
発動発電機	排出ガス対策型	商用電源がない場合
その他必要なもの		
雑器具損料		

（注）雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

2) エスカレーター設備

1. 適用範囲

この基準は、道路用昇降設備（エスカレーター設備）の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

エスカレーター設備の区分及び構成は、表-14・3のとおりとする。

表-14・3 区分及び構成

区分	構成
エスカレーター	トラス、ステップ、ステップsprocket、ステップ駆動用チェーン、移動手摺、移動手摺駆動装置、内側板、駆動機、電動機、受電・制御盤、オイルトラップ、安全装置、自動運転装置等

2. 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、上記表-14・3に示す構成の内容のとおりとする。

3. 直接工事費

3-1 材料費

(1) 据付材料費

据付けに必要な現地加工するアンカー材、機側操作盤以降の電気配線・配管材及び潤滑油とする。

(2) 据付補助材料費

機器単体品等を据え付ける過程で消費される溶接材、酸素、アセチレンガス等とする。

3-2 据付工数

標準据付工数の範囲は、機器単体品の据付け、準備、試運転調整、後片付けに要する据付工数を積上げるものとする。

3-3 機械経費

据付にかかる機械経費は表-14・4を標準として別途積上げするものとする。

なお、機種選定、所要数量、運転日数等については、据付条件並びに関連工事などを勘案のうえ決定するものとする。

表-14・4 標準機械器具

機械器具名	標準規格	摘要
電気溶接機	交流 200～500A	
発動発電機	排出ガス対策型	商用電源がない場合
その他必要なもの		
雑器具損料		

(注) 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。